特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
新居浜市は、子育て支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
新居浜市長

公表日
平成27年11月4日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく、保育所（園）、認定こども園等認可保育所及び地域型保育事業所等に入所する支給認定者の管理及び入所・保育料の決定
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項及び別表第一　項番8、94

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（番号法）第19条第7号及び別表第二　項番13、116	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　子育て支援課
②所属長	藤田　憲明

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792－8585　愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号　新居浜市役所総務部総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792－8585　愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号　新居浜市役所福祉部　子育て支援課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明